



## 『物件登録申請について』

### ○添付書類、その他

#### 1. 間取り図について

間取りがわかる平面図をご用意ください。

(図面が無い場合、手書きのものでも構いません)

#### 2. 建物の写真について

内観の写真、外観の写真をご用意ください。(各最大5枚まで)

写真が無い場合、こちらで撮りにいくことも可能です。

#### 3. 土地の写真について

全体の写真をご用意ください。(最大5枚まで)

写真が無い場合、こちらで撮りにいくことも可能です。

#### 4. 物件を多数お持ちの方

お手数ですが、用紙をコピーして物件数分ご記入お願いいたします。

同一建物内で家賃、間取り等変わるものに関しても、物件数分のご記入をお願いいたします。

### 【物件情報登録申請に関する注意事項】

#### 1. とちぎ東北部移住サポートセンター（以下、移住サポートセンター）は、申請のあった情報を移住サポートセンターホームページにて掲載します。

掲載後、空室・満室などの情報は速やかにご連絡ください。ホームページの更新などを行います。

#### 2. 移住サポートセンターは、掲載した物件の取引について、賃貸または売買の仲介あるいは当事者となることはありません。

物件の交渉・契約などは、直接、所有者又は管理者と希望者の間で行っていただきます。また、物件に関するトラブルなどについても移住サポートセンターは一切これに関与せず、当事者間で解決していただきます。

#### 3. 本申請は他の手段による賃貸等の取引を妨げるものではありません。申請者は所有者とし、物件の管理を不動産会社などに任せているときは、管理者の同意を得てください。同意が得られない場合は登録できません。

- ・民間アパートを登録する場合、建物所有者はアパート管理者の同意を得てください。
- ・戸建空き家を登録する場合、家屋所有者は土地所有者・家屋管理者の同意を得てください。

#### 4. 申請のあった個人情報については、目的以外の使用はしません。